



令和7年10月29日

香川労働局長

友住 弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠池 信宏

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年8月18日付け香労発基0818第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- （３） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,159 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり